

妙高市立総合支援学校いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 4 月
(平成 2 9 年 12 月改定)
(令和 7 年 4 月改定)

妙高市立総合支援学校

はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、児童生徒が教職員や周囲の仲間と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係づくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、さまざまな集団的な体験活動や人と関わる活動を通して、人間的に成長できる取組の充実を図るとともに、教職員は、日頃から些細な兆候を見逃がさないように努め、学校全体で組織的にいじめ防止に取り組んでいく。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法第 1 3 条の規定と新潟県いじめ等の対策に関する条例、妙高市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「妙高市立総合支援学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第 1 章 いじめ防止等のための基本的な方針

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条 1 項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットや SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ類似行為の定義

県条例第2条2項より

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめ類似行為の例は、以下のようなものがある。

・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

3 基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って教育的な見地からの対応を基本としつつ、暴力等の犯罪行為には毅然と対応する。また、些細な兆候を見逃さず、過小評価せずに軽微であっても組織的に全力で対応する。

学校は、いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童生徒とともに解決を図る。同時に、全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

4 いじめの防止等のための取組方針

- (1) いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的にかつ迅速に行う。
- (2) いじめの防止等に関する取組の年間指導計画を作成する。
- (3) いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- (4) 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。
- (5) 保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発を行う。

第2章 いじめの防止等のための組織の設置

1 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」を設置する。

2 構成員

構成は、校長を長として、教頭、学部主事、生徒指導主事、その他関係職員で構成する。

3 いじめ対策委員会の役割

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実証・検証修正を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る行内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を図る。

第3章 いじめの防止等のための取組

1 いじめの未然防止

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 個々の児童生徒の障害特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、適切な指導及び必要な支援を行う。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- エ 公開授業を行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- カ 教育委員会の提示する「学校教育における情報モラル教育の基本方針」に基づいて情報モラル教育を推進し、インターネット上のいじめの防止に努める。また、ネット利用のルール等について妙高市インターネット等の利用に関することも宣言を活用するなどして話し合う機会の設定に努め、児童生徒が主体となる活動を推進する。

2 いじめの早期発見

- ア 定期的な「いじめアンケート調査」（年2回）や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめに対する相談や訴えをしやすい体制を整え、いじめの早期発見に努める。
- イ 教職員は、児童生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- ウ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに管理職に報告し、「いじめ対策委員会」を招集し、組織的に対応する。
- エ 教育委員会内及び適応指導教室のいじめに関する通報及び相談窓口、県が設置する24時間体制の相談窓口等について、保護者への周知を図る。また、いじめや児童生徒の悩みを認知した場合は継続的に教育相談を行い、必要に応じて子ども若者支援専門員の活用を図る。
- オ 県の事業「ネットいじめ見逃しゼロ事業」と連携し、ネットパトロールに関する情報を適宜得

る。

カ インターネット上で行われるいじめに対して適切に対応するため、情報収集に努める。

3 いじめへの対応

- ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、管理職は速やかに教育委員会に報告する。
- イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直ちにいじめ対策委員会を招集し、その事態の全貌を明らかにするための方針を指示する。
- ウ 校長又は教頭は、いじめが発生したことの一報を市教育委員会の生徒指導担当指導主事に入れ、概要を説明したうえで指導を仰ぐ。また、市教育委員会の指示に従い、報告書を作成し、市教育委員会に提出する。
- エ いじめ対策委員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。
- オ 被害児童生徒に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。
- カ 加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後のあり方を考えさせるように努める。
- キ 被害児童生徒の保護者に対しては必要に応じて家庭訪問を実施し、事態の報告をするとともに、学校管理下の事態である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。
- ク 加害児童生徒の保護者に対しては、事案の詳細を説明して事態解決への指導方針について理解を得るとともに、状況に応じて加害児童生徒を同伴し、被害児童生徒を訪問して謝罪するよう促す。
- ケ 周りの児童生徒に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるように指導する。
- コ いじめの事実はプライバシーに配慮しながらも、極力その他の児童生徒及び保護者に開示し、その後の事態発生防止のための契機とするよう努める。
- サ 重大ないじめ事案や犯罪行為として認められるべき事案、児童ポルノ関連のいじめ事案においては、警察や児童相談所と連携して対応する。
- シ 心理や福祉の専門知識を有する臨床心理士やスクールロイヤー、医療機関、警察等の外部機関との連携を必要とする案件について、市教育委員会に指導を受ける。
- ス 被害児童生徒の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害児童生徒及びその保護者を一堂に集め、いじめ対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。
- セ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。
- ソ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする。）
 - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と報告

（1）重大事態の意味

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 自殺を企図した場合

- 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ＊「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事態ととらえる。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

- ＊ いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断した場合であっても、重大事態が発生したものとして扱う。

2 重大事態の調査

いじめ対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。

調査実施前に、被害児童生徒・保護者、及び、加害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

- ① 調査の目的・目標
事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること。
- ② 調査主体（組織の構成人選）
人選については、公平、性・中立性が担保されていること。
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。また、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うこと。
- ④ 調査事項・調査対象
どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）をどのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて説明を行うこと。
- ⑤ 調査方法
重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの用法、手順を説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。
- ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
 - ・ 調査結果の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、あらかじめ説明を行うこと。
 - ・ 被害児童生徒・保護者に対し、個別の情報の提供については、妙高市の個人情報保護条例に従って行うことを説明しておくこと。
 - ・ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、情報提供の方法を説明すること。
 - ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者の文書管理規則に基づき行うことに触れながら、文書の保存期間を説明すること。
 - ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

(1) いじめを受けた児童生徒から聞き取りが可能な場合

被害児童生徒の心の安定を図るため当該児童生徒が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したがらない傾向が見られることから、児童生徒の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍児童生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害児童生徒から得た情報と照合を図り、事態の全貌把握に努める。

(2) いじめを受けた児童生徒から聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、在籍児童生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害児童生徒の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事態の詳細な全貌解明に努める。

(3) いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等犯罪行為にあたる場合、速やかに被害児童生徒の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事態の全貌解明に努める。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめ対策委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査実施中の経過報告を行い、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童生徒のプライバシー保護に十分配慮する。

(2) 教育委員会への報告

いじめ対策委員会は、専門委員と協働し迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また、校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

4 関係児童生徒及び保護者への対応

いじめ問題は単に謝罪すれば解決するものではなく、更に陰湿になる、いじめを契機に孤立する、無視や仲間はずれにされるケース等も多々見られる。いじめ問題の解決にあたっては、その全貌解明や謝罪のみでなく、被害児童生徒及び加害児童生徒はもとより、その保護者に対しても計画的・継続的に支援・指導を行っていく。

(1) いじめを受けた児童生徒への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にも増して安心して学校生活を送ることができるよう支援する。具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ・ 学級担任や養護教諭、カウンセラー等により、心情を丁寧に傾聴する。
- ・ いじめに係る事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。
- ・ いじめの解決に向けて、当該児童生徒の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの学習・生活環境を確保する。

- ・ 心の傷が深い場合にはカウンセラー等による心のケアを勧めるとともに、必要な場合は医療機関の受診を勧める。

（２） いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、いじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実に謝罪し、解決に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ 当該児童生徒が受けたいじめに係る事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・ いじめの解決に向けて保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 保護者自身が不安を抱いている場合は、カウンセリングを勧める。

（３） いじめを行った児童生徒及び保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、発達段階や障害を考慮しながら、いじめを受けた児童生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通じて、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童生徒の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、いじめを受けた児童生徒及び保護者に謝罪する等の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言する。

第5章 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童生徒の取組	保護者・地域住民対象
4	☐ 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ☐ 児童生徒理解の会の実施 ☐ あいさつ運動 ☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察	☐ 春の遠足（高） ☐ あいさつ運動 ☐ 「ALL妙高」あいさつ運動 ☐ 新入生歓迎会（小、中、高）	☐ PTA総会等での学校いじめ防止基本方針の説明 ☐ PTA総会 ☐ フリー参観日
5	☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察	☐ 春の遠足（小、中） ☐ リトミック（小中） ※人間関係作り ☐ スポーツフェスティバル（中、高） ☐ 運動会（小）	☐ スポーツフェスティバル（中、高） ☐ 運動会（小） ☐ 個別懇談会（中）
6	☐ いじめ見逃しゼロ強調月間の推進 ☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察	☐ いじめアンケート ☐ リトミック（小中）	☐ いじめアンケート ☐ 学校評議員会
7	☐ 学校評価アンケート ☐ 夏休みの生活についての指導 ☐ 人権教育、同和教育研修会	☐ 修学旅行（小、高） ☐ リトミック（小中） ☐ 「いじめ見逃しゼロ」ポスター、標語コンクール参加（新潟県特別支援学校校長会主催）	☐ 個別懇談会（高） ☐ 学校評価アンケート ☐ PTA全体会
8	☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察		
9	☐ 児童生徒理解の会 ☐ あいさつ運動 ☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察	☐ あいさつ運動 ☐ 「ALL妙高」あいさつ運動 ☐ リトミック（小） ☐ 修学旅行（中）	☐ 個別懇談会（小、中）
10	☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察	☐ リトミック（小中）	☐ 学習発表会（小、中） ☐ フリー参観日
11	☐ いじめ見逃しゼロ強調月間の推進 ☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察	☐ いじめアンケート ☐ リトミック（小）	☐ いじめアンケート ☐ 学習発表会（高） ☐ オープンスクール
12	☐ 学校評価アンケート ☐ 冬休みの生活についての指導 ☐ 人権教育、同和教育研修会 ☐ 生徒指導部会の開催 ☐ 健康観察	☐ リトミック（小）	☐ 学校評価アンケート ☐ 個別懇談会
1	☐ 児童生徒理解の会 ☐ 健康観察	☐ リトミック（小中）	
2	☐ 人権教育、同和教育研修会 ☐ 健康観察	☐ リトミック（小中） ☐ 3年生を送る会（高）	☐ 学校評議員会 ☐ 個別懇談会（小、中、高）
3	☐ 春休みの生活についての指導 ☐ 人権教育、同和教育研修会 ☐ 健康観察	☐ リトミック（小中） ☐ 卒業生を送る会（小） ☐ 3年生を送る会（中）	☐ PTA全体会 ☐ 個別懇談会（小、中、高） ☐ フリー参観日

第6章 個人情報の取り扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織において、アンケート等が資料として重要となるので、適切に管理する。アンケート原本等の一次資料とアンケートや調査の結果を記録した文書等の2次資料及び調査報告書の保存期間は5年間とする。